

審 査 基 準

令和元年12月1日作成

法 令 名：道路交通法施行規則

根 抱 条 項：第30条の13第1項

処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

道路交通法施行規則第30条の13第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）

審 査 基 準：

標 準 処 理 期 間：

再交付の申請が、当該申請に係る運転経歴証明書を交付した奈良県公安委員会に対して行われた場合にあっては、当該申請の当日中（警察署において申請が行われた場合については14日）

申 請 先：

申請書は、交通部運転免許課又は警察署交通課（係）窓口に提出してください。

問 い 合 わ せ 先：

交通部運転免許課免許第二係（電話 0744-22-5541）又は各警察署交通課（係）

備 考：